

平成22年11月30日

号外第4号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（18・教育庁総務課）……………1
- 公営企業管理規程**
- 秋田県企業職員の給与規程等の一部を改正する規程（9・公営企業課）……………3

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 北林真知子

秋田県教育委員会規則第十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十の四口の表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

附則に次の二条を加える。

(給与の減額)

第八条 当分の間、条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)に対する給与の減額に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、第五十三条に規定する給料の月額を二分の一を減じた額から、当該特定職員の給料月額に二分の一を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に二分の一を乗じて得た額)を減ずる。

(条例附則第二項の減ずる額の計算)

第九条 特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における条例附則第二項(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十五号)附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の減ずる額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 平成二十二年改正条例 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十五号)をいう。

三 給与条例 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)をいう。

第四条第一項中「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を」に改め、同項第一号中「適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものに該当しない職員」を「平成十八年改正条例附則第七項の規定の適用を受ける職員」に、「において」を「において単に」に、「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同条二項中「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得

た額)を「」に改める。

第五条第一項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に、「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十五号。以下「改正条例」という。)附則第二項第一号の規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第五十九号。以下「改正後の条例」という。))第二十二條第一項後段又は第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例(附則第四項第二号、第四号及び第五号において「条例」という。))第三十條に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十二年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 教育委員会が人事委員会と協議して前各号に掲げる者に準ずると認める者

3 改正条例附則第二項第一号の規則で定める日は、平成二十二年四月一日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(同項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となつた日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定)

4 改正条例附則第二項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第二項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、附則第二項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号並びに附則第七項及び第九項において「一般職給与条例適用職員等」という。))であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち一般職給与条例適用職員等として勤務した期間(以下この項において「一般職給与条例適用職員等期間」という。))を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。))第二十八條第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地公法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和三十四年法律第一号)第二十六條第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤講師期間(条例第三十條の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。))第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されてい

- た期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は自己啓発等休業期間（地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）
- 三 停職期間（地公法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）
- 四 地公法第二十六条の二第三項（地公法第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。）育児休業法第十九条第二項、条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第十五条第三項若しくは市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十二条の規定により給与を減額された期間又は地公法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間
- 五 条例第二十条第一項の規定により給与を減額された期間
- 六 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- 5 改正条例附則第二項第一号の規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。
- 一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間（一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額（附則第十項において「附則第二項第一号基礎額」という。）に満たないもの
（改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）
- 6 改正条例附則第二項第二号の規則で定める者は、平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により附則第二項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。
（一般職給与条例適用職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）
- 7 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の規則で定める者は、一般職給与条例適用職員等とする。
- 8 改正条例附則第三項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。
- 9 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して規則で定める額は、一般職給与条例適用職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職給与条例適用職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。
（端数計算）
- 10 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に係る給与の減額に関する読替え）
- 11 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対するこの規則による改正後の規則附則第八条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。
（補則）
- 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業職員給与規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第九号

秋田県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

（秋田県企業職員給与規程の一部改正）

第一条 秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は号給及び同表下段」を「及び別表第六下欄」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「に掲げる割合の」を「下欄に掲げる」に改め、ハをニとし、ロをハとし、イをロと

し、同号に同号イとして次のように加える。

イ 一種 一万二千元

第十八条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「もの」を「職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員(休職にされている職員のうち第二十二条第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員(第五項において「休職職員等」という。)を除く。)」に、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「次条及び第二十二条において」を「第二十二条及び附則第三項第二号において単に」に改め、同条第二項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の百六十、」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の八十」を「百分の七十七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の七十」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の百四十、」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第三項第二号において同じ。」を加え、同条第五項中「に規定する割合が百分の二十五」を「下欄に掲げる区分が一種」に改め、「休職にされている職員のうち第二十二条第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員(以下この項において「」及び「」という。)」を削り、「に規定する割合が百分の二十」を「下欄に掲げる区分が二種」に改める。

第十九条第二項中「死亡した日現在」の下に「。附則第三項第三号において同じ。」を加える。

附則第三項から第五項までを次のように改める。

3 当分の間、職員(企業職給料表(一)の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が六級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第五項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第五項において「給料月額減額基礎額」という。))

二 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第十八条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項第一号イからニまでに定める割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員(休職職員等を除く。以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に当該職員に係る同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第一項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項第一号イからニまでに定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に当該職員に係る同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第一項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

三 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第十九条第三項において準用する第十八条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項第一号イからニまでに定める割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員(休職職員等を除く。以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に当該職員に係る同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条第一項に規定する支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第三項において準用する第十八条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項第一号イからニまでに定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に当該職員に係る同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条第一項に規定する支給割合を乗じて得た額)

- 四 第二十二條第一項から第六項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第二十二條第二項 前各号に定める額
 - ロ 第二十二條第二項又は第三項 第一号及び第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
 - ハ 第二十二條第四項 第一号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第二十二條第五項 第一号及び第三号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第二十二條第六項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 5 附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二條から第十四條までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十五條の規定にかかわらず、同條の規定により算出した給与額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

別表第六中「第十九條」を削り、

次長及び参事

一種

部長

次長及び参事

一種

二種

に改める。

別表第七中

八 級

二 種

八四、六〇〇円

九 級

一 種

一一九、九〇〇円

八 級

二 種

八四、六〇〇円

に改める。

第二條 秋田県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「百分の六十」を「百分の六十二・五」に、「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

（秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

第三條 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成十九年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六條の規定により」を「この規程による改正前の秋田県企業職員給与規程（次項において「旧規程」という。）第六條の規定により」に改める。

附則第三項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第一号中「()」の規程による改正前の

秋田県企業職員給与規程」を「旧規程」に改め、附則別表中

百分の十八	二 種
-------	-----

を

百分

百分

百分

の二十五	一 種
の二十	二 種
の十八	三 種

に、「三種」を「四種」に、「四種」を「五種」に改め、

百分の十二

五 種

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の秋田県企業職員給与規程(以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。)第十八条第一項(同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四項から第六項まで及び第八項若しくは第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は附則第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員以外の者又は企業職給料表(一)の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給が次の表に掲げるものであるもの(改正後の給与規程附則第三項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、秋田県企業職員給与規程第二十六条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して知事が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち知事が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(秋田県企業職員給与規程(以下この号において「給与規程」という。)第九条の二第三項各号に定める額を除く。)及び特地勤務手当(企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十二年秋田県条例第五十一号)第五条の三の規定による手当を含む。)の合計額に百分の〇・三三三を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数(同年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の知事が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して知事が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号級
一級	一号給から九十三号給まで
二級	一号給から六十四号給まで
三級	一号給から四十八号給まで

四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで
七級	一号給から四号給まで

11 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して知事が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する誤替え）

- 3 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第三項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成二十二年秋田県公営企業管理規程第九号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（補則）

- 4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

正 誤

平成22年11月30日（号外第3号）公布の人事委員会規則（人事委員会規則7-62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

11ページ終わりから23行目と22行目の間に次のように加える。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号